キャンプ砂防支援金の助成条件

砂防人材育成推進協議会

砂防人材育成推進協議会は、砂防事業に対する理解を深め、また土砂災害防止に関する意識を向上させるとともに、高い職業意識を育成することを目的に実施される研修等で協議会が認めたもの(以下、「助成対象研修」という)への参加学生(以下、「参加学生」という)に対し、現地における活動を支援する支援金を助成します。

このうち、「国土交通省が実施する「令和7年度(2025年度)キャンプ砂防」の参加学生からの申請に基づく支援金」の助成方法等について、以下の通り定めました。

(1) 支援金の性格と1日あたりの助成額

支援金は活動を支援するため、参加日1日あたり定額で助成するものであり、事業 の参加にかかる費用の支払いを担保するものではありません。

1日あたりの助成額:7.000円

計算例 5日間の場合:7,000円×5日=35,000円

(2) 支援金の請求方法

- 1) 助成対象研修修了後に、研修実施機関から参加学生に「修了証」を発行します。 参加学生は、事業修了後1週間以内に「支援金送金依頼書(様式1)」に必要事項 を記入のうえ、「修了証」の写しおよびアンケートを添えて運営担当にメールに より提出してください。
- 2) 参加学生からの「支援金送金依頼書(様式1)」、「修了証」の写しおよびアンケートの提出を受けて、運営担当から参加学生宛に事前にメール等で連絡のうえ、送金依頼書に記載の口座(銀行・郵便局)に送金します。
- 3) 参加学生は、支援金受領後1週間以内に「支援金受領書(様式2)」にサインの上、スキャンまたは撮影した画像データを運営担当にメールにより提出してください。

(3) 助成対象研修がキャンセルになった場合の支援金の取り扱い

助成対象研修が研修実施機関の都合で中止になった場合で、宿泊費等のキャンセル料が発生した場合には、(2)で定める助成額(1日あたり助成額×参加予定日数)かキャンセル料のいずれか低い額について、証拠書類をもとに助成します。具体的な請求方法は中止の通知を受けてから1週間以内に運営担当にご確認ください。